

## 念願の「シーティング」診療報酬算定可能が明確化！

シーティング議員連盟（以下「シーティング議連」）が発足した時点から、山崎理事が「シーティング」の重要性を主張し、財団発足後の平成 28 年 3 月の議連で厚生労働省保健局医療課より「リハビリテーション医療に車椅子訓練が含まれる」ことが確認でき、継続してその文章化を求めてきました。そして、本年 5 月開催の議連の中で野田聖子シーティング議連会長をはじめ、左藤章衆議院議員、赤枝恒雄衆議院議員、勝沼栄明衆議院議員、小川克巳参議院議員、そして高橋ひなこ衆議院議員（議連事務局長）の先生方から再度、強く主張していただきました。それがきっかけとなり、野田先生、高橋先生のお力添えもあって、高木評議員長を中心に厚生労働省との複数の会合の中で疑義解釈作成の方向で進めることになりました。その間、財団役員の意見を集約して、議連の確認を得ながら、ついに、平成 29 年 7 月 28 日に厚生労働省保険局医療課より事務連絡として、疑義解釈資料の送付について（その 13）が発出されました。

これまで、現場の理学療法士・作業療法士は時間外にシーティングを行っていたケースが多かったと思いますが、これにより業務時間内に対応可能であることが明確化され、ある意味でスタートラインに立ったこととなります。この疑義解釈が周知され、現場の療法士がシーティングを理解し、車椅子適合をしっかりと診る機会を増やすことで、車椅子であっても、健康を増進しながら自宅生活を含めた社会生活を充実させ、そしてそれが結果的に医療費負担の軽減につながることを期待すると同時に、専門職のなかでエビデンス獲得に向けた研究が進むことも期待されます。

なお、この疑義解釈の理解のため本年（平成 29 年）9 月 27 日に HCR 会場においてシンポジウムを開催する予定です。（シンポジウムの詳細は 9 月に本 www で公開します）

疑義解釈の内容は以下の通りです。

平成 29 年 7 月 28 日付 厚生労働省保険局医療課 事務連絡

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 52 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）等により、平成 28 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

### 【疾患別リハビリテーション料】

（問 4）いわゆる「シーティング」として、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散

やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行った場合に、疾患別リハビリテーション料の算定が可能か。

(答) 算定可能。この場合の「シーティング」とは、車椅子上での姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下をきたした患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行うことをいい、単なる離床目的で車椅子上での座位をとらせる場合は該当しない。